

(設置目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症収束後における富山きときと空港の目指すべき姿を描くとともに、実現するために必要となる取組みや進め方を検討するため、富山きときと空港運営あり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 空港の利便性向上や魅力の向上による空港の活性化に関する事項
- (2) 新型コロナウイルス感染症収束後の空港の将来像に関する事項
- (3) 民間活力の導入など今後の空港経営に関する事項
- (4) その他検討会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会議の委員は、学識経験者または専門知識を有する者等のうちから知事が委嘱する。

2 知事は、必要に応じてオブザーバーを委嘱することができる。

(委員長)

第4条 検討会議の委員長は、知事が委嘱する。

2 委員長は、会議を進行する。

3 委員長に事故あるときは、知事が委員の中から職務を代理する者を指名する。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じて知事が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、地方創生局総合交通政策室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。